

達令公示第 1 4 号

法鵬法衣条例施行条規の一部を改正する達令を次のように公示する。

2 0 2 5 年 6 月 2 7 日

宗務総長 木 越 渉

法鵬法衣条例施行条規の一部を改正する達令

法鵬法衣条例施行条規(1 9 9 2 年達令公示第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 7 号裳附及び直綴の項制限その他の欄中「6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間に限り、薄物を依用することができる」を削る。

別表第 1 3 号衣の款直綴の項の次に「小道服」の項を加え、事務見習の欄の次に次のように加える。

衣体		役職	鍵役補
袈裟	五条		葡萄色地八藤紋白正銀色地葉蒔黄枝牡丹紋 青袈裟緞子地桐唐草文俱威儀
	昼輪		深縹色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋俱威儀
	輪		
衣	袍裳		
	裳附		紅朽葉色
	色直綴		薄青葉色
	直綴		
	小道服		水浅黄色膝
差貫			
標章			
制限			

別表第 1 3 号五条の項定衆及び式事の欄中「青袈裟無地俱威儀」を「青袈裟桐唐草文俱威儀」に改める。

附 則

この達令は、2 0 2 5 年 7 月 1 日から施行する。